

判決年月日	平成25年1月10日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成23年（行ケ）10414号		

平底幅広浚渫用グラブバケットの発明において、荷役用グラブバケットに係る引用例には相違点に係る各構成が開示されているところ、浚渫用グラブバケットで特に考慮すべき特性とは直接関連しない、対象物を掬い取って移動させるという共通する用途に係る荷役用グラブバケットの技術につき、浚渫用グラブバケットに適用することを一律に否定することは相当ではないとして、これと異なる審決の判断に誤りがあるとした事例

（関連条文）特許法29条2項

本件は、原告が、発明の名称を「平底幅広浚渫用グラブバケット」とする本件特許に対する無効審判請求について、特許庁が同請求は成り立たないとした審決の取消しを求める事案である。

本件は、次のとおり判示し、本件発明と引用発明1との相違点3及び4に係る構成並びに本件発明と引用発明2との相違点7及び8に係る構成は、いずれも各引用発明を組み合わせることにより、当業者が容易に想到し得たものというほかないところ、その余の相違点について更に審理を尽くさせるため、本件審決を取り消した。

グラブバケットは、荷役用又は浚渫用のいずれの用途であっても、重量物を掬い取り、移動させる用途に用いられるものであるから、技術常識に照らし、ある程度の強度が必要となることは明らかであって、必要とされる強度は想定される対象物やその量、設計上の余裕等によって定められる点において変わりはないものというべきである。確かに、浚渫用グラブバケットは、上記各観点に加えて、掴み物を目視できない点をも考慮した上で強度を高く設定する必要があることは否定できないが、ここでいう強度とは、想定される対象物（掴み物）に対してどの程度の強度上の余裕を確保すべきかという観点から決せられるべきものである。したがって、荷役用のグラブバケットに係る技術を浚渫用のグラブバケットに適用する際には、浚渫用のグラブバケットにおいて特に考慮すべき強度上の余裕を確保することに支障を生ずるか否かについて、十分配慮する必要があるとしても、浚渫用グラブバケットの上記特性とは直接関連しない、対象物を掬い取って移動させるという両目的に共通する用途に係る技術について、一律に適用を否定することは相当ではない。

相違点3及び4に係る構成は、引用発明1に引用例3に記載された発明を組み合わせることにより、当業者が容易に想到し得たものというべきであるから、本件審決の相違点3及び4に係る判断は誤りであるというほかない。

本件審決の相違点7及び8に係る判断も、同様に誤りであるというほかない。

本件審決は、その余の相違点の各構成が当業者にとって容易に想到し得たか否かについて審理を尽くしていない。よって、その余の相違点について更に審理を尽くさせるために、本件審決を取り消すのが相当である。